

事務所通信

澤口会計事務所

11月号

2023年10月31日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<年末調整>

今年も早いもので年末調整の季節がやってまいりました。提出書類は以下の3種類です。

- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・保険料控除申告書

基礎控除申告欄は勤務先も含めて全ての所得を網羅して記入するよう設計されています。給与の所得金額の計算方法は裏面に記載があります。「区分I」欄は合計所得が900万円以下なら「A」と記入、950万円以下は「B」、950万円超は「C」と記入します。配偶者控除・配偶者特別控除で使用する欄であるため配偶者控除等がない方は未記入でも支障ありません。給与収入が2,000万円超の方は年末調整の対象外になるため未記入で問題ありません。

配偶者の合計所得金額の見積額の計算欄についてはパート等給与所得者の場合は上記と同様に裏面の計算方法を参照し所得金額を計算して記入します。配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合は配偶者控除でなく配偶者特別控除が適用され本人の所得と配偶者の所得に応じて控除額が決定されます。見積額と確定額が異なり控除額が変わる場合は計算し直す(再年調)か確定申告での対応になります。

給与収入が850万円を超え以下の要件を満たす方は所得金額調整控除欄の記入が必要です。

- ・本人が特別障害者
- ・23歳未満の扶養親族がいる
- ・同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者

「給与収入 - 850万円 × 10%」が控除額です(上限15万円)。共働き夫婦で23歳未満の扶養親族がいる場合において夫婦とも給与収入が850万円を超える場合は両者ともに適用があります。扶養控除は夫か妻のいずれかでの適用のため両者とも適用がある点は扶養控除と異なります。

年末調整は1/1から12/31までの1年間の給与、賞与の総額を集計し、扶養控除、生命保険料控除などの所得控除額を差し引きその年の所得税額を確定させ、概算額で控除していた源泉徴収税額の合計額との差額を調整(徴収又は還付)する制度です。

医療費控除、寄付金控除は年末調整では対応していないため確定申告が必要です。「ふるさと納税」も原則確定申告ですがワンストップ特例制度を利用すれば確定申告不要です(ただし寄付先5自

自治体までで各自治体に申請書の提出が必要)。自治体間で調整が行われ住所地の自治体が所得税分も含めて住民税の減税をしてくれます。

住民税は年末調整による確定額に基づき計算され翌年6月から翌々年の5月まで分割で給与から天引きすることを原則とします(特別徴収)。退職した場合は普通徴収に切り替えて退職者本人が納税(市区町村から残り分の納税通知書が届く)を原則としますが本人の選択により会社が残り分を一括徴収して納税することも可能です。なお1-4月に退職した場合は一括徴収が基本です。ただし給与、退職金が徴収額を下回る場合は普通徴収になります。グループ会社における転籍など転職先が決定している場合は特別徴収を転職先に引き継ぐ方法もあります。

<フェラーリ F50 は美術工芸品か? ~譲渡時の減価償却計算の必要性の有無~>

フェラーリF50(どんな車かよく知りませんが)の譲渡所得税の計算において減価償却が必要かどうか争われた税務裁判がありました。納税者は「フェラーリF50 は芸術品で使用、時の経過で減価するようなそこら辺の車とは違うんだよ!」と主張しましたが裁判所の判断は「フェラーリ F50 は限定 349 台限定であり機能面のみならず美的側面や希少性もあると認められる。他方レーシングカーとしての機能を持って公道を走行でき自動車の本来的な機能があることは明らか。製造から 18 年程度しか経過しておらず骨董といえるほどの期間にわたり高い価値を維持しているものとはいえないから使用、時の経過により減価する資産である」として納税者の主張を退けました。

一般的に自家用車であれば「生活用動産の譲渡所得」として所得税は非課税です。生活用でなく趣味で所有していたのであれば所得税の課税対象になると考えられます。趣味で高級車を購入、売却した場合には課税のリスクを考慮しなければなりません。例えば 5,000 万円で高級車を購入し 3 年後に 5,500 万円で売却した場合は単純計算では 500 万円の利益となりますが以下のように減価償却計算を加味して利益計算をする必要があります。

購入額	減価償却費	取得費
5,000 万円	$(5,000 \text{ 万円} \times 0.9 \times ※0.111 \times 3 \text{ 年})$	$\div 3,500 \text{ 万円}$
※自動車の耐用年数 6 年 $\times 1.5 = 9$ 年 \rightarrow 旧定額法の償却率 0.111		
売却額	取得費	利益
5,500 万円	3,500 万円	$= 2,000 \text{ 万円}$

上記利益から売却にかかった経費と 50 万円の特別控除を差し引いた額に税率を乗じた額が税額になります。総合課税のため給与等の他の所得と合計して税額計算をしますが累進課税のため全体の所得が大きくなるほど譲渡に対する税負担額も大きくなります。仮に所得が譲渡のみとした場合でも所得税・住民税あわせて 700 万円程度の納税額になります(最低額)。高級車などの動産を趣味で購入、売却する場合は要注意です。転売目的で購入し「商品」として取り扱うことが可能であれば減価償却はせず購入額をそのまま差し引いて計算することができます。

コロナ以降、ロレックスなどの高級時計の価格が上昇したようで高値で売却した方もいるのではないのでしょうか。こちらも税金について確認しなければなりません。生活用として所有していたのであれば非課税です。ただし貴石、貴金属や骨董類で 30 万円を超えるものについては課税対象になるので

ダイヤモンドが散りばめられている時計でその価値の主がダイヤモンドであれば課税対象になると思われます。また「なんでも鑑定団」に出てくるような江戸時代の時計であれば骨董品扱いで課税対象になります。なお貴石、貴金属や骨董類は減価するものではないので減価償却計算は不要です。

<不動産の相続登記の義務化～令和6年4月1日から施行開始～>

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されます。立法の背景には所有者不明土地の問題があります。所有者が不明であると売買が行えず公共事業が円滑に進めないなど支障が生じます。また空き家として放置されると不法投棄や周辺の治安、公衆衛生に悪影響を及ぼします。相続登記がされないまま相続人が亡くなると次世代の相続人が権利者となりその数が膨大となり收拾がつきにくくなります。

相続日から3年以内に相続登記をしなければならず正当な理由なく怠れば10万円以下の過料が課されます。令和6年4月1日以前に発生した相続についての期限は令和9年3月31日です。

<11月の税務など>

・10月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 11月10日(金)
・9月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 11月30日(木)
・3月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 11月30日(木)
・消費税の年税額400万円超の3月、6月、12月 決算法人の中間申告	申告期限 11月30日(木)
・所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納付期限 11月30日(木)
・所得税の予定納税額の減額申請	申請期限 11月15日(水)
・個人事業税の納付(第2期分)	11月中において都道府県の条例 で定める日

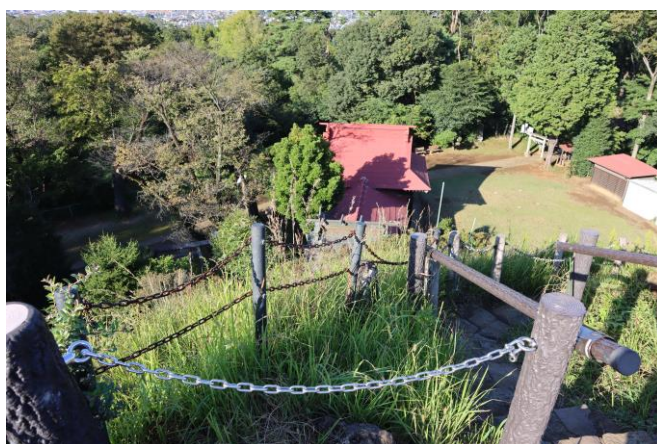
<あとがき>

今年の7-8月の山岳遭難件数は738件、遭難者数は809人、うち死者・行方不明者数は61人で遭難件数、遭難者数は統計が残る1968年以降で最多となりました。高齢者の遭難が目立つようですが、このような状況を放置するわけにはいきません(どの立場だよ)。能天気なじいさん、ばあさんに説教だ！自覚を促すべく富士山に出張・・・と思いましたが9/10で残念ながら閉山しました。ということで所沢にある富士山(荒幡の富士119m)に行ってみりました。明治32年に15年の歳月をかけ完成した人工の山です。

ジグザグの登山道の各コーナーに1合目から9合目までの標石があり登山気分を味わえます。登山口の鳥居をくぐり1、2分で頂上に辿り着けます。当日は下山してきた人1人以外に登山者はなくあまり人気はないようです。西武園ゴルフ場に接しており女性ゴルファーの楽しそうな悲鳴が聞こえてきました。

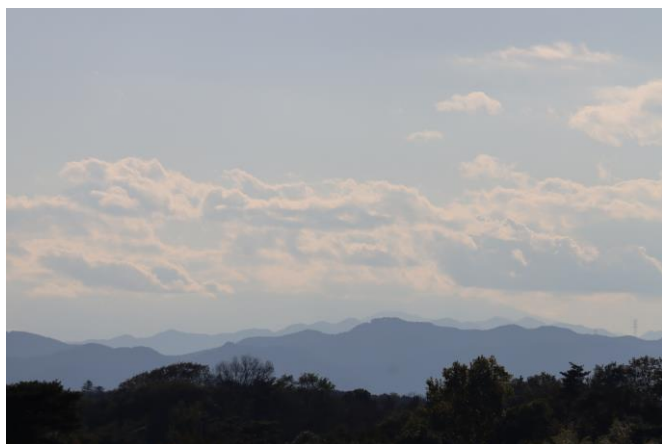
富士山(標高1位)、北岳(2位)、奥穂高岳(3位)、槍ヶ岳(5位)の登山経験がありますが昔取った

杵柄的な人が遭難しやすい傾向にあるようでいさん世代となった当方も肝に銘じないといかなあ
と思いつつ富士山を後にしたのでした。

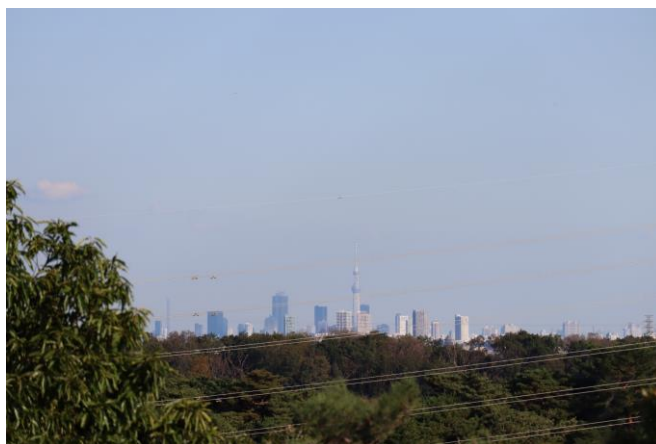


山頂

山頂からふもとの景色



雲がなければ富士山が見えます



スカイツリー